

国 土 動 第 8 5 号
平成28年12月27日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくためには、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが重要である。

このため、宅地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ11種類の図書の交付が義務づけられている（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第103条第1項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第102条）ところ、今般、この11種類の図書の内容を明らかにした（「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第103条第1項に規定する設計に関する図書について」（平成28年12月27日国土動指第72号。別紙1））。

これを踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動発第3号）について別紙2のように改正を行い、平成28年12月27日に施行する。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。